

第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨	
日時	令和3年3月30日(火曜日) 18時30分～20時45分
会場	プラム・カルコア太宰府(中央公民館) 2階研修室
公開・非公開	公開(傍聴3人)
出席者	神武 綾 長谷川公成 大末精一 藤本史子 森口忠彦 吉長健二 高田千明 田中美佐子 出水 薫 嶋田暁文 上田節子 花田博幸(敬称略)
次第	1、議事 (1) 事務局からの報告 (2) 自治基本条例の検証について 2、その他
議論内容	0、報告 ・(会長) 第2回審議会に招聘した参考人B氏からの補足説明を報告する。一点目は、自治基本条例制定後の進展が無かったということについて、全般的にはそのとおりだが、他方で一定の進展があったものがあることを正当に評価すべきである。事務事業外部評価委員会の設置や、高校生・中学生の代表者との意見交換会の実施、議会による大学生との意見交換会の実施、LGBTに配慮した制服の導入、市民による公園の目的外使用の問題提起など。二点目は、情報公開請求について、頻繁に請求している者を否定すべきではない。むしろ、行政情報は原則公開すべきであり、秘匿すべきもの以外は、あらかじめホームページに公開すればよい。以上の意見を頂いた。 1、議事 (1) 事務局からの報告 ・(会長) 資料2に関する事務局の報告についてどうか。 →(A委員) 自治会から要望があれば校区自治協議会で審議し、意見をまとめて市に提出し、市の対応を伺った上で、再度地域で話し合っている。 →(B委員) 自治会活動への財政的支援はあるが、地域の課題に対して地域の個性としてどうやっていくかという観点での取組みはできていない印象である。課題への対応が各自治会の枠でとどまっている。もっと、それらがつながり、市全体に広がるような、有機的つながりが必要と思う。 →(会長) 個別の自治会なり自治協議会と市の関係性については資料のとおりだが、もっと横の連携を促すような取組みをやって欲しいという意見である。行政は地域の声を聴く耳は持っているが、個別の事業を進めていくうえで、行政から「こうやらなければならない」と言われることで、「やらされ感」が出てくる。そのため、もう少し地域の方から「自分達が作らなければいけない」と奮起していただけるような工夫をすることが大事なのではないか。 ・(C委員) 自治会加入率の低下に関して、転入届提出の時に、市民課で自治会加入の促進チラシを配付しているということだが、実際に加入しているのか。入りたがらない方が増えているのか。 →(事務局) 実際に自治会に加入したかの確認は行っていない。 →(A委員) 転入者には必ず自治会と自主防災組織の規約とお金に関する内規を組長がお届けして勧誘しているが、戸建て住宅の加入率は高いという印象を持っている。しかし、集合住宅は入らない方もおられるし、子ども会にも

### 第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

入らない方がいるということも聞く。

- (会長) 例えば、民間の集合住宅において、あらかじめ家主や経営者をお願いして、自治会に入ることを入居の条件にしていることがあるが、太宰府市はどうか。
- (事務局) 太宰府市においても、同じように自治会加入をお願いしている集合住宅もある。ただし、これに関しては自由意志ということもあり、未加入のところもある。また、隣組長などの役員をしたくないので、自治会に加入しない方がいるとも聞く。
- (D委員) 私の地域では、役員が自治会に勧誘していて、加入者が少なくなっているという傾向はない。また、子ども会に関しても、子ども同士は友達なのに子ども会に加入していない子どもは行事に参加させないというのは矛盾するので、親御さんに説明し、極力加入するように勧めている。
- (A委員) コミュニティの危機管理について、各自治会同士の連携がないのが問題である。せつかく自治基本条例にうたっているなら、行政や自治協議会が一緒になって作りたい。
- (会長) 自主防災組織同士の連携は行政が手を出さなくても動いていけばいいという面はあるが、行政が後押しした方が動きやすいものもあるということであろう。全国的な傾向だが、都市部以外の自治会加入率は言われるほど下がっていない。しかし、問題は「お金は払っているけど活動には参加しない」ということで、もし災害が起こった時に連携できるかということとそこが難しいと言われており、自主的な参加が問題となっている。また、子ども会以外にも、自治会未加入者にごみステーションを使用させないことによるトラブルなどごみステーションの使用問題が多く地域で出てきている。

#### (2) 自治基本条例の検証について

##### ① 検証作業の進め方

- (会長) 検証作業の進め方について、試案を提案する。まず、審議会が受けた諮問事項を鑑み、条例改正の必要性があるかの確認をしたい。この点に関して、前回の審議会で副会長から「運用の部分で不十分な点がたくさんある状況の中で改正という話にはならないのではないか」という問題提起がなされたことを踏まえ、今回は改正の必要性よりも、運用の改善をどうしていくかを限られた時間の中でしっかり議論し、答申してはどうかと思うが、ご意見を頂きたい。
- (E委員) 条例改正の必要はないという前提で運用の現状をチェックするのではなく、まずは現状をみんなが理解して、その上で改正の必要性を考えるべきである。
- (会長) 改正の必要性があるかどうかは保留にした上で議論を進めていくというご意見で、ごもっともである。時間が膨大にあるならば、そのような進め方が望ましいと思うが、限られた時間の中で改善事項を突っ込んで議論するならば、的を絞った方が良いかと思い、提案した。
- (副会長) ご提案のように「改正は考えないとあらかじめ言い切ってしまうの

第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

は良くないのではないか」というのは、ごもつともな意見だと思う。ただ、逐条的に一条ずつ議論するよりも、「この条文はこう使われていて、こう使いくい。」もしくは「この条文があるがためにこのように困っていて、だから変える必要がある。」というような根拠が示されるものだけを議論すればいいと思う。

- ・(会長) 現状がどうなっているかに力点を置いて見るということは矛盾しないので、条例制定後にどんな問題があるかを見ていきたい。それでよろしいか。  
→(委員) 異議なし。  
→(会長) では、そのように進める。

② 資料3 市民アンケート等の意見集約表「条例の改正に関する意見」

(1 頁-前文-市民意見)

- ・(副会長) 前文に関しては、条例制定の過程で多数の意見があった。資料1の1頁の回答欄に記すように、前文に関しては意見が無限に出てくるので、現状この路線でいくと確認した。今回の審議では「こういう前文だからこういう支障が出ている」などの具体的な提示が無ければ、特段に改正する必要はないと思う。
- ・(会長) 前文は思いが込められるので、いくらでも意見が出てくる。特段支障が生じていないなら、改正の必要は無いと思うが、どうか。  
→(E委員) 確かに色々な意見が出ていて、それに対して適切な処理をされたと思う。しかし、5年前と比較して世の中が急激に変わっているので、情勢の変化に応じた考え方を前文に取り入れるべき。具体的には、「環境問題」と「男女ジェンダー均衡の問題」は意識として持つておくべきと思う。例えば第24条審議会等で「委員構成に十分配慮すべき」とあるが、男女差の問題は依然としてあると思う。環境問題は、太宰府市は環境に恵まれているからこそ、率先して環境問題に取り組んでいくという姿勢を掲げていい。したがって、これらの問題意識を前文もしくは各条項に入れるべきと考える。  
→(副会長) 太宰府市は男女共同参画推進条例を制定済みなので、その条例にこれらの規定はあるのではないか。  
→(事務局) 基本的な考え方は入れているが、審議会の男女構成比率等の具体的な数値は入っていない。条例をもとに目標値を定めて、実行している。  
→(副会長) 考え方として、自治基本条例は「要」であり、総論的条例であって、全ての課題を設定する作り方にすると無限に膨張していく恐れがある。もし、個別の課題に対する条例があるなら、そちらの改正を考えていくべきだろう。今回のご意見でいうと、男女共同参画推進条例が制定済みであれば、そちらで男女構成比率や市政全般に関してこうあるべきだという指針を規定した方が有効である。自治基本条例が市民の皆様が期待しているのは、そういった形で関心を持って頂き、主体性を発揮して頂くということになる。  
→(E委員) 私は「男女平等の問題」と「環境の問題」を個別の問題と考えていない。全体を見回した時に、こういう考え方をもとに今後の市政を推進していくべきだと考えている。

### 第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

- (副会長) 個別条例がある以上、それで既に実現されていることとなり、促進するならばそれを豊富化していくことになるのではないかと。ここに規定されていないから促進されないという因果関係をご提示頂かなければ、議論し難い。
- (E委員) 自治基本条例は、他の条例が参考にすべき理想であるため、意思を明示すべき。最高規範性にまではこだわらないが、全体に関わるような問題は、自治基本条例にうたった方がいい。
- (会長) 前回の審議会において指摘されたように、自治基本条例に入れたからといって、個別に動き出すわけではない。むしろ、個別の条例なり計画を動かさないと、現実是不変である。よって、男女構成比率は男女共同参画推進条例で規定する事であり、自治基本条例に入れていくというご意見は違うと思う。自治基本条例は開放的にして、議論の余地を残しておくことが大事で、その広がりの中で、個別の課題は個別の条例で考えていくべきと思われる。
- (副会長) 「こうあるべきである」という議論でこの条例を作っても、動かないということがこの4年間で証明されたのではないかと。委員ご指摘の環境に関する問題は非常に重要な問題と思っている。たとえば、「この前文の例示が限定的で、新しい状況に対応することを妨げているから、削除すべきだ」というご提案なら賛同する余地があるように思うが、今のご提案では議論し難い。
- (B委員) この条例は「市民を主体としたまちづくりの実現のため」ということが大前提にあり、市民がこの条例を身近なものと考えていないところに問題があると思っている。条文の文言に関して議論を続けても、意見は多数あるだろうからきりが無い。それよりも、まちづくりという観点でどうするのか、地域の個性作りはどうするのか、まちづくりをやるためにゾーニングが必要なのかなどの次の議論をすべきだと思う。市民の誰もが「太宰府に住んでよかった」と思うには、何をなすべきかを具体化して、動かしていくことが大事になると思う。
- (会長) 基本的には自治基本条例で「この規定があるから問題がある」となっていること以外は、運用を議論した方が得策と思うがどうか。
- (C委員) この条例を策定した時に、男女ということは考えずに「市民」で示し、そこに全てが含まれていると整理した気がする。男女というより、市民という大きな枠で考えるといいのではないかと。私は前文はいらないと思うが、「市民一人ひとりがこのまちの主人公である」という言葉が、自治基本条例の一番の命のところだと思う。
- (会長) なぜ前文を入れるのかを共有しておきたい。前文は「私たちの条例」という意識を持ってもらうためのものである。前文を通じて自分達の条例という意識が持てないようであるなら、削除することもあるだろうが、今のところ、そこまでの支障は生じていないようである。まずは、この前文を知ってもらうことが第一歩かと思う。基本的な路線としては、「この条文があるから、この問題が生じている」という例がなければ、運用に対して提案し

第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

ていきたい。その観点でいけば、前文に関しては、大問題が生じているという  
ことはないので、このままいくように整理したいと思うが、どうか。

→（委員）異議なし。

（1頁-第1章-市民意見）

- ・（会長）協働の定義が抽象的で不明瞭なため具体的に定義して欲しいとのご意見  
だが、協働の定義は、第3条第5号で規定している。条文は抽象的に規定し  
ておき、如何なる状況にも対応できるようにするのが基本で、具体例をあげ  
るものではないと考えるが、どうか。

→（委員）異議なし。

（1頁-第2章-市民意見）

- ・（会長）子どもはまちづくりだけでなく、学校にも参画できることを追加したほ  
うが良いとのご意見だが、まちづくりの中に学校が含まれないのかが疑問で  
ある。まちづくりは第3条第3号で規定されているが、当然、学校における  
様々な活動も含まれるので、条例の改正は必要ないと考える。解説に「まちづ  
くりには学校を含む」と追記する案もあるが、改めて学校だけ例示するのも  
おかしい気がするので、「当然、それも含まれる」とこの審議会を確認したと  
いうことでどうか。

→（委員）異議なし。

（1頁-第3章-市民意見）

- ・（会長）議会の目的や意義を具体的に、5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、どうや  
って、どうなった）で記載すべきとのご意見だが、条文は個別具体的に誰がど  
うしたと書くものではない。

→（委員）異議なし。

（1頁-第5章-市民意見）

- ・（会長）コミュニティを日本語で表現すべきとのご意見だが、日本語にできない  
からコミュニティと書いているので、それを日本語にするのは難しい。第3条  
第6号でかなり具体的に規定しているので、改正の必要はないと思うが、ど  
うか。

→（委員）異議なし。

（1頁-第6章-市民意見）

- ・（会長）第6章市民参画の原則に関して自治会との関連を追記してはどうかと  
のご意見だが、自治会は、民間の組織に位置付けられる。自治基本条例は太宰府  
市という自治体に関する条例なので、ここに自治会のことを個別に書くのは、  
少し筋が違うことである。もちろん、一主体として、自治会が重要であること  
はそのとおりである。また、第16条住民投票に関して、住民投票が必要な状  
況になった時にスムーズに対応できるような制度にすべきとのご意見である

第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

が、第16条住民投票は条例を定めることによって、住民投票ができるという規定であり、自治基本条例で個別の住民投票の仕組みを規定しているわけではないので、誤解である。特に変更する必要はないと思われるが、どうか。

→（委員）異議なし。

（1頁-第7章-市民意見）

- ・（会長）第27条危機管理に関して自衛隊や消防などの連携他団体を明記したほうが良いというご意見だが、ここに規定していないから連携しないなどということはないため、明記する必要はないと思われるが、どうか。

→（委員）異議なし。

（1頁-第7章-職員意見）

- ・（会長）第18条総合計画等に関して、令和3年度以降に総合計画が策定されないため、条例の改正が必要ではないかというご意見だが、条例改正という方法もあるが、解釈で対応するという方法もある。総合計画が何を指すかは、法律で決まっているわけではないので、解説に「総合計画というのは従前の総合計画だけではなく、地方版総合戦略も含む」という記述を追加してはどうか。

→（F委員）第18条の総合計画等の解説で、この「等」に総合戦略も含まれると解釈し、条例改正の必要はないということか。

→（会長）そのとおりである。元々そのような解釈はあり得たが、明確になっていなかったもので、疑義が生じないように解説を改正するということである。第18条第1項で総合計画を策定しない場合も考慮されているにも関わらず、地方版総合戦略をここに読み込んでいくことの意味合いは、第2項、第3項、第4項の規定が地方版総合戦略にも適用されることにある。なお、自治体によっては総合計画と地方版総合戦略を一体化させているところも珍しくないことに鑑みて、解釈の中で読み込むことは可能であろう。

→（委員）異議なし。

（1頁-その他-市民意見）

- ・（会長）広報活動という条例を入れてはどうかというご意見は広報活動も条文に入れて欲しいというご意見だと思うが、第4条第4項に当然、広報活動は含まれていると考えられる。また、地域の利便性や環境向上等に資する事項等を入れて欲しいというご意見についても、この条例は住みやすい太宰府にしていくものなので、ご意見の内容は含まれていると思われるが、どうか。

→（委員）異議なし。

【条例の改正に関する意見のまとめ】

- ・（会長）資料3の1頁「条例の改正に関する意見」を全て見てきたが、「改正の必要はない」と考えるが、どうか。

→（委員）異議なし。

第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

③ 資料3 市民アンケート等の意見集約表「運用の改善に関する意見」

- ・(会長) 運用に関する意見を確認しながら、それが運用の改善レベルにとどまるのか、条例の改正まで必要なことなのかを確認したい。

(2頁-条例全体-市民意見)

- ・(会長) 難しい、抽象的でよくわからないという意見に関しては、条例はこのような書き方になるので、これ以上簡潔にはし難いものであるが、どうか。  
→(副会長) 市民にアンケートを配布する際に、条文や手引きは同封したのか。  
→(事務局) どちらも同封した。  
→(副会長) そうすると、市民は条文に対してこのような感覚を持ったということにある。ただし、基本的には条文としての特徴があるため、市民の皆さんがこのように感じられることは当然であり、逆にそれを想定して手引きやパンフレットを作ったので、これらをセットで周知して欲しい。ご意見を讀んでいると、これらがセットであることが理解されていないようだ。運用の改善としては、解説や手引きをアップデートすることを前提にして議論を進めているので、これらがセットであるという意識を皆さんに持ってもらえるように周知して欲しい。
- ・(会長) 当然のことしか書かれていないため指摘する点が分からないというご意見だが、当然のことしか書かれていないというのはご指摘のとおりかもしれない。しかし、この条例はその当然のことが徹底できていないので、あらためて明記し、システムの改革を目指しているものである。
- ・(会長) 啓蒙を進めるために各項目の解説を広報紙にシリーズ掲載してはどうかのご意見だが、条例周知の方法として、広報だざいふで解説をシリーズ化してやったけど、あらためてやり直すタイミングなのかもしれない。
- ・(会長) 世代にあった方法で普及することが大事とのご意見だが、世代にあった普及方法については、審議会の議論の中で、小学校教育の教材にしてはどうかという案が出た。まさに運用の話なので、条例改正の必要はない。
- ・(会長) この条例で何を指したいのか分からないというご意見だが、どういう方向を目指すのかは市民同士が議論して決めていくべきことで、この条例はその議論がしやすいシステムを目指していくものなので、条例の基本的な理解がずれているようである。
- ・(会長) 自治とは名ばかりの権利を与え、義務を押し付けることなのかとのご意見だが、「自治とは名ばかりの権利を与え、義務を押しつける」ということではなく、名ばかりの権利にならないように「システムを変えていく」ための条例である。本条例では責務や責任という言葉を使っているが、義務というより、一市民としての責務を規定しているとなるだろう。
- ・(会長) 解説自体が分かりづらいとのご意見だが、解説がわかりづらいのであれば、解説をあらためてアップデートして、分かりやすくしていくということかと思われる。  
→(副会長) ご意見の中で「解説が分かりづらい」や「世代によって理解しやすく」はごもっともだと思われる。しかし、「解説が分かり難いから、分かり

### 第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

やすくしてくれ」という立場は、この条例の精神に合致していない。「解説が分かり難いから、我々が考えましょう」ということで、市民参画で解説を作ってみる、それに対して市は財政等の便宜を図ってくれるというのが、本条例が目指す市民像だと思う。世代ごとの市民当事者により解説の書き換えがあってもいい。

→ (会長) 解説の改正を市民自身が議論することで、自治基本条例の普及にも繋がると思われる。

- ・ (会長) 其他のご意見も全体的に運用の話なので、条例改正の必要はない。

(2頁-条例全体-審議会意見)

- ・ (会長) 市民アンケートや学校教育等を活用した市民へ周知する仕組みや人事評価制度等を活用した市長等へ周知する仕組みなど、条例の周知徹底に関しては運用の話なので、条例改正の必要はない。

(2頁-第1章-市民意見)

- ・ (会長) これまでの手続きが条例に則って適切だったかを検証すべきだったとの意見だが、審議会も同意見である。

(2頁-第1章-審議会意見)

- ・ (会長) 他の条例等との整合性を図る必要があるとのご意見だが、運用の話なので、条例改正の必要はない。

(2頁-第2章-市民意見)

- ・ (会長) 市政参加の市民意識の向上が必要とのご意見だが、運用の話なので、条例改正の必要はない。子育てしやすい環境については個別の取り組みになるかと思う。

(2頁-第3章-市民意見)

- ・ (会長) 市議会議員の活動報告を充実してほしい、目線が上であるとのご意見だが、自治基本条例というより、議会の皆さまに頑張っていたきたい。

(2頁-第4章-市民意見)

- ・ (会長) 市職員の対応が悪い、目線が上であるとのご意見だが、市役所職員に頑張っていたきたい。

(2頁-第2～4章-職員意見)

- ・ (会長) 市長、職員、議会、市民のそれぞれの役割と責務が正しく認識される必要があるとのご意見だが、運用の話なので、条例改正の必要はない。

(2頁-第2～4章-審議会意見)

- ・ (会長) 市民の責務や権利を市民に周知することが必要、議会と市民との協働や



第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

議員がもっと地域に市政の動きを伝えることが必要、市長を中心とした動機づけや行政側の意識改革が必要などのご意見が出ているが、いずれも運用の話なので、条例改正の必要はない。

(3頁-第5章-市民意見)

- ・(会長) 自治会の参加率や行政と自治会との関係に関してのご意見を頂いているが、資料2で議論済みである。
- ・(会長) 市民が自治会活動を通してまちづくりに参画できる体制づくりが必要との意見だが、自治会活動については、自治会の課題として考えていくべきである。

(3頁-第5章-審議会意見)

- ・(会長) 行政とコミュニティが協働できていない様に感じるとのご意見であるが、運用の話なので、条例改正の必要はない。

(3頁-第6章-市民意見)

- ・(会長) 多様な情報発信ルールの活用や各世代に効果的な周知方法等の情報提供の方法に関してのご意見や、意見が出しやすい環境整備や参画したいと思える仕組み作り等の意見聴取方法に関してのご意見を多数いただいているが、いずれも運用の話なので、条例改正の必要はない。

(3頁-第6章-職員意見)

- ・(会長) 情報公開や個人情報保護の対象範囲や対応方法等を統一する必要があるというご意見は、情報公開や個人情報保護条例の問題なので、自治基本条例の改正にはつながってこない。
- ・(会長) 情報公開を巡り、行政側から「自治基本条例が制定されたことによって、情報公開請求が増えているのではないか」という意見が出ているが、これは次回以降、具体的に請求が何件あるのかなどの資料を提示してもらい、議論する。
  - (副会長) 補足で、条例制定以前との比較が無ければ議論できないので、条例制定以前のデータも付けて欲しい。
  - (会長) 実際に「条例制定で増えたのか」という確認である。そもそも情報公開請求は、自治基本条例が無くても請求ができるし、条例制定以前から過剰な情報公開請求がなされていることも考えられる。また、他の自治体と対比しないと、太宰府市の現状が過剰なのかの判断は出来ない。今後、具体的事実をもとに議論するが、情報公開制度の話なので、自治基本条例の改正にはならない。
- ・(会長) 市民参画について、苦情や要望が主で計画への反映が難しい、費用と時間がかかるため頻繁に実施する事が難しいといったご意見等も全体的に運用の話なので、条例改正の必要はない。

第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

(3頁-第6章-審議会意見)

- ・(会長) 情報提供が不足している、意見が出しやすくなる仕組みが必要とのご意見だが、運用の話なので、条例改正の必要はない。

(4頁-第7章-市民意見)

- ・(会長) コロナのような感染症が生じた際に対応できる広域的な対応策が必要とのご意見だが、第27条危機管理については、解説に「コロナ対策」や「感染症対策」を追加するかが検討事項になりうるかもしれない。しかし、運用で対応できるので、条例改正の必要はない。

(4頁-第7章-審議会意見)

- ・(会長) 市民公募について各規則の整合性を図る必要がある、防災訓練で消防団や消防署などの関係団体と関連性が無いとのご意見についても、運用の話なので、条例改正の必要はない。

(4頁-第8章-市民意見)

- ・(会長) 条例が守られているかチェックをし、評価と公表を行う必要があるというご意見に関しては、もしかしたら条例改正に関わってくる部分があるかもしれない。第29条に条例の見直しの規定があるが、審議会が設けられるまでの4年間、こうしたチェックが十分行われてこなかったというご指摘であろう。しかし、条文に規定されていないから行えないわけではなく、自発的にチェックし、評価を公表することはできる。したがって、条例改正というよりも運用改善の取り組みとして具体的に方法を提示すればいいと思われる。

→(副会長) 資料1の35頁にあるように、「自治基本条例推進委員会を設置すべきではないか。条文に盛り込むべきではないか」という意見は、制定時の審議会においても非常に強くあり、議論が戦わされた論点である。それに関して、当時の審議会では、当時の太宰府市民の皆さまの熱意を見て、市民を信頼し、市民の皆さまがきちんと条例を動かして使ってくれる、その中で不具合があった場合は指摘し、改善しながら、主体的に育ててくれることを期待して、特別な機関を別に設ける必要はないとの結論に至った。結局4年たって、その期待に市民の皆さまが答えていただけているのかも考える必要はあるが、そのような経緯でこの条文となっている。

→(会長) 行政側に評価、公表を求めるだけでなく、市民自らがこの条例を使って動かしていくという視点で、市民側にもその役割が期待されている。

- ・(会長) 現況に合わせて変えるべきは変える取り組みが必要とのご意見は運用の話なので、条例改正の必要はない。

(4頁-第8章-審議会意見)

- ・(会長) 条例の浸透具合や意識変化などを経年的に把握すべきとのご意見だが、運用の話なので、条例改正の必要はない。

第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

(4頁-その他-市民意見)

- ・(会長) 野良猫対策の条例を作って欲しいとのご意見であるが、自治基本条例とは別の問題である。
- ・(会長) 具体的実施が必要、運用については見直すべき点があるというご意見はそのとおりである。

④ 資料3 市民アンケート等の意見集約表「その他の意見」

(5頁-条例全体-市民意見)

- ・(会長) 条例制定により参画意識が高まった等の後半の意見は感想であるが、条例の必要性が分からないなどの意見に対しては、条例に書かれている当たり前の事が実現できていない以上、この条例は必要であるというのが審議会のスタンスだと思う。また、制定時の審議会時から自治基本条例が外国人参政権の実現を目指しているという見方から否定的な意見はあったが、この条例は外国人参政権を規定しておらず、誤解である。

(5頁-条例全体-審議会意見)

- ・(会長) 自治基本条例が市民を後押ししてくれる条例というご意見はそのとおりである。

(5頁-第6章-市民意見)

- ・(会長) 外国人に住民投票権絶対反対とのご意見だが、そのようなことは考えていない。

(5頁-第6章-職員意見)

- ・(会長) 日頃より情報収集や分かりやすい情報発信に努めている、市民意見より問題点の把握が出来た、市民意見を反映した計画等を作ることが出来たなどのご意見は、条例制定後に良い意味での変化もあったということかと思う。多様な媒体で情報を発信しているとのご意見に関しては、多様な媒体での情報発信については、炎上などのトラブルもあるので、情報発信のルールを設けている自治体もある。

(5頁-第8章-市民意見)

- ・(会長) 年末の忙しい時期、コロナの時期にアンケートはやめて欲しいとの意見があるが、アンケートの時期は配慮が必要と言える。

【運用の改善に関する意見のまとめ】

- ・(会長) 全体を確認した結果、条例改正の必要までは無いという方向かと思われるが、それでよろしいか。
  - (委員) 異議なし。
  - (会長) 改正は必要ないということで、今後は運用に焦点を絞って議論し、例えば市民参画についてこういう改善をして欲しいというような具体的な提

第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

言をまとめることによって、実際に条例を動かしていく方向に持っていければと思っている。

(解説・手引きについて)

- ・(副会長) 前提として確認したいのだが、太宰府市で個別に存在する条例について、アンケートを取ったことはあったか。
  - (事務局) 条例の運用状況についてのアンケートはあるが、条例のあり方についてのアンケートはない。
  - (副会長) 今回は市民からすると珍しいアンケートを取られたと思っている。集約結果を見ていると、議会基本条例や男女共同参画推進条例などの既存の条例があることが市民に意識されていないようだ。改善案として、解説や手引きの中にインデックス的に関連する条例等を書いておけば市民の知識も増えるし、紐付けもできるだろう。
  - (会長) 非常に重要なご提案である。さて、本日は度々「解説の改正が必要」との意見が出てきている。そこで、事務局には次回もしくは次々回で解説の改正が必要な箇所を列挙し、具体的な解説文をご提示頂いて、それをどう変えていけばいいのかを議論したい。
  - (G委員) 議会基本条例では関連する条例を記載している。自治基本条例にも明記しておけば、誤解しないですむし、市民に分かりやすい。
  - (会長) 解説を読むと、関連条例等が一覧できる便利なものになる。

⑤ 資料4 制定に向けた審議会において出された、自治基本条例制定後に期待されるもの

- ・(会長) 次に資料4を確認していく。

「①自治基本条例に基づき、仕組みを作る。」

(21条 組織及び人事政策)

- ・(会長) 職員の役割や責務が実現できるような仕組みが必要であるとの意見への対応状況として、人事評価制度の能力評価において条例の趣旨に合った評価項目を設定しているとの回答である。基本的には、人事評価制度の能力評価に入れ込んでいくという手順で良いと思われるが、本当に対応できているかが気になる。次回もしくは次々回に人事評価の能力評価の項目を出していただき、条例との整合性を確認したい。
  - (副会長) 対応状況の書きぶりが気になる。この対応状況は個別の職員の能力をどのように評価するのかという回答であるが、第21条第1項は、職員に執務上の気づきがあり、業務を改善したい時にそれを吸い上げる仕組みがあるかについて注意されている条文であると思っている。この点は多くの自治体においても課題となっているため、その対応状況についても補足して欲しい。
  - (会長) 例えば、ある課題が発生した時にお互いに押し付けあう事態が生じてしまうというようなことがないようにして欲しいということが、第21条第

第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

1項であろう。組織的な対応状況を次回もしくは次々回に出して欲しい。

(22条 行政評価)

- ・(会長) 市民参画を取り入れ、行政評価の目的である業務改善を達成できるような評価の在り方を考える必要があるとの意見への対応状況として、平成29年度～平成30年度まで外部評価を行ったが、その在り方について多数の意見があったため、現在は検討中との回答である。「多数の意見があった」とは具体的に何か。
- (事務局) 行政評価の結果を反映させる仕組みができていなかったのも、外部評価をただで終わっている。また、内部の施策評価も達成できていないが、事務的にやっているなどの意見があった。成果があがっていないということで、これが必要なかが議論になった。
- (会長) 行政評価自体にどの程度の意味があるのかが議論になり、それが保留になっているということだが、2年も空いているのは如何か。
- (事務局) 何らかの方法で行政評価をやらなければいけないという議論はあるが、具体的に決まっていない。
- (会長) 一般論として、行政評価の機能の1つとして、政策の改良がある。これは、今までのやり方で目的が達成されないなら、達成するための方策を考えることであり、政策形成能力の向上につながる。2つ目は、説明責任を果たすということ。必ずしも外部評価委員の意見に従う必要はなく、従わない理由の説明が求められる。3つ目は、資源配分の効率化である。他に予算をまわせば効果が上がるのに、大して効果が上がらないものに予算をつけるのを止めるということ。4つ目は、職員意識の向上である。自治体職員の多くが、法律上の手続きを守り、一生懸命働いているが、その仕事の目的は何か、3年後にどういう状況を作り出すのがこの仕事の目的なのかという意識が欠けている。そこを考えて頂く装置として機能させる。そもそも行政評価は修正を目指すものであり、達成できなくていい。達成できていないことをごまかして、あたかも効果があったかのように言うことが問題なので、間違っただけなら柔軟に改善することが重要。方向性ははっきりしているので、やって頂く必要がある。
- (副会長) やり方を改善する必要があるなら改善すればいいが、第22条第1項と第2項は「努めなければならない」条項ではなく、「する」と言い切っており、やり方を検討している間も何らかの方法で実施はされなければいけない。また第1項には「市民及び専門家等の参画のもとに実施する」とあり、代替措置を取る場合も、この条件を満たさなければならない。つまり、今の状態は条例違反と言わざるを得ないということを深刻に受け止めるべきである。
- (会長) そのような状態であるにも関わらず、第1回審議会資料の職員アンケート結果では、「従前から自治基本条例に関することはやっていたので改善の必要はない」という解答が多くあったことは問題である。今後どう改善していくかを前向きに考えていく必要がある。

第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

(24条 審議会等)

- ・(会長) 市民公募を十分に確保し、その手続きや仕組みを定め、透明性を確保することが必要であるとの意見への対応状況として、市民公募については要綱に規定し、委員構成に市民公募がない審議会等では「市長が認める者」等の枠で市民公募を行っているとの回答であるが、組織構成に市民公募の規定がないのがおかしいので、不十分な対応であると言わざるを得ない。第1項の適正な委員構成や第2項、第3項への対応状況についても、次回もしくは次々回に説明していただきたい。

(27条 危機管理)

- ・(会長) 市民や来訪者の安全確保のため、防災・減災の基盤整備や職員の行動指針等の整備を行うべきとの意見への対応状況として、来訪者も対象範囲に加えた地域防災計画や行動指針等も策定しているとの回答であるが、災害時に、外国人に個別の情報を伝え難いという課題には各観光地が悩んでいる。例えば、避難所に外国人が行った場合、言葉が通じないという前提で、どう対応するか等の課題があるが、太宰府市ではどのような対応をされているのか。規定に含めるだけでは問題解決にならないが、多くの自治体がそこまで考え切れていない状況だと思う。
  - (事務局) 平成30年7月の豪雨災害において、電車が動かなくなり、韓国の方が立ち往生されたということはあった。外国人対応については、観光協会と話し合い、「何が発生しているのかを伝える体制を作ること」は確認している。地震等の大規模災害になると、不十分なところがあることも事実である。
  - (会長) 自治基本条例というより個別の話であるため、要望にとどめるが、重要な内容なので検討すべきである。

「②既存の条例をチェックし、自治基本条例の趣旨に合わないものは見直す。」

(2条 条例の位置付け)

- ・(会長) 自治基本条例を他の条例などの解釈や運用の指針とし、整合性を図ることが必要であるとの意見への対応状況としては、対応できていないとの回答であるため、今後の審議会でも議論する焦点の一つと思われる。

⑥ 次回以降の進め方

- ・(会長) 次回、資料4を最後まで確認する。そして、「市民参画」や「情報共有」などの個別論点に絞って議論し、改善方法をまとめていきたい。論点については、私と事務局で相談し、準備したいと考えている。それ以外に必要な論点があれば、随時追加したい。このような進め方でよろしいか。
  - (委員) 異議なし。
  - (会長) 本日のまとめとして「条例改正は必要ない。今後は運用の部分で個別具体的に議論を進めていく。」となった。本日の審議は以上とする。

第3回太宰府市自治基本条例審議会 会議要旨

次回の予定	第4回太宰府市自治基本条例審議会 日時：令和3年4月20日（火曜日） 18時30分～ 場所：太宰府市役所 4階大会議室
-------	---